令和３年度第５回御船町議会定例会（９月会議）　議事日程（第１号）

令和３年９月９日

午前10時00分開会

１　議事日程

第　１　会議録署名議員の指名

２番　井 藤　はづき 君

３番　宮 川　一 幸　君

第　２　諸報告

１　諸般の報告

２　行政報告

第　３　報告第１０号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第　４　報告第１１号　専決処分の報告について

第　５　認定第　１号　令和２年度御船町一般会計歳入歳出決算について

第　６　認定第　２号　令和２年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

第　７　認定第　３号　令和２年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

第　８　認定第　４号　令和２年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

第　９　認定第　５号　令和２年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について

第１０　認定第　６号　令和２年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について

第１１　認定第　７号　令和２年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について

第１２　認定第　８号　令和２年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について

第１３　議案第１４号　災害に因る被害に対する町税の減免に関する条例及び災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１４　議案第１５号　御船町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第１５　議案第１６号　財産の取得について

第１６　議案第１７号　令和３年度御船町一般会計補正予算（第６号）について

第１７　議案第１８号　令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

第１８　議案第１９号　令和３年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

第１９　議案第２０号　令和３年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第２号）について

第２０　議案第２１号　令和３年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

第２１　議案第２２号　令和３年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第１号）について

第２２　議案第２３号　令和３年度御船町水道事業会計補正予算（第１号）について

２　出席議員は次のとおりである（13人）

１番　中城　峯雄　君　　２番　井藤　はづき　君

３番　宮川　一幸　君　　４番　福本　悟　君

５番　田上　英司　君　　６番　増田　安至　君

７番　森田　優二　君　　８番　岩永　宏介　君

９番　福永　啓　君　　１０番　田上　忍　君

１１番　藤川　博和　君　　１２番　清水　聖　君

１４番　池田　浩二　君

３　欠席議員（１人）

１３番　井本　昭光　君

４　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（１人）

事務局長　本田　隆裕　君

５　説明のため出席した者の職氏名（17人）

町長	藤木正幸君	副町長	宮本正君
教育長	上杉奈緒子君	総務課長	野口壮一君
企画財政課長	坂本幸喜君	町民税務課長	畑野英樹君
福祉課長	西橋静香君	こども未来課長	沖勝久君
健康づくり保険課長	作田豊明君	農業振興課長	井上辰弥君
商工観光課長	鶴野修一君	建設課長	島田誠也君
環境保全課長	田中智徳君	会計管理者	宮﨑尚文君
学校教育課長	西本和美君	社会教育課長	緒方良成君
監査委員	吉川勲君		

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午前１０時００分　開　会

○議長（池田浩二君）　おはようございます。

ただ今から、令和３年度第５回御船町議会定例会９月会議を再開します。

13番、井本昭光議員より今会議の全日程を欠席する旨の届出が出ております。

日程に先立ち、野口総務課長の発言を許します。

○総務課長（野口壮一君）　今回の議会定例会９月議会において提出しております議案の一部に修正並びに訂正がありますので、説明をさせていただきます。

お配りをしています令和２年度決算書正誤表をお願いします。令和２年度御船町一般会計歳入歳出決算書において、歳入歳出決算書の225ページ、８款、消防費、２目、消防支出費繰越明許、14節、工事請負費、備考欄の「茶屋本地域防災拠点施設建築工事請負費」について、地域名を誤って表記をしていました。正しくは、「下高野、甘木、秋只３カ所に係る地域防災拠点施設建築工事請負費」です。よって、地域名表記を「茶屋本」を「下高野等」に訂正をさせていただきます。大変申し訳ございません。

次に、正誤表の２ページをお願いします。令和２年度国民健康保険事業特別会計決算書の修正について説明をいたします。国民健康保険事業決算書の331ページから349ページにかけて歳入項目、不納欠損額、実額302万4,370円が反映されていませんでした。このことにより、収入未済額並びに備考欄について、修正並びに追記をさせていただいております。実質収支額には変更がありません。

大変お手数をおかけしますが、別紙でお配りしております訂正並びに修正させていただいた決算書の差し替えに御協力をいただきますようお願いします。

以上、２点の訂正及び修正について説明した内容について、監査委員様への説明並びに承認をいただき、別添の一般会計・特別会計歳入歳出決算に係る審査意見書について、冊子ごとの差し替えをさせていただきます。

今回の件につきましては、執行部内での確認不足が原因です。今後、各課による議案に係る精査の徹底を行い、間違いが生じないよう対応を行っていきます。深くお詫びを申し上げます。すみませんでした。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君）　日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、２番、井藤はづき議員、３番、宮川一幸議員を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　諸報告

○議長（池田浩二君）　日程第２、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における諸般の報告をいたします。

まず、議会運営委員会について報告します。

８月27日、第７回議会運営委員会を開催し、各種案件、定例会９月会議の議事日程について協議を行いました。第５回御船町議会定例会９月会議の会期日程は、本日９月９日から９月17日までの９日間と決定しました。

次に、陳情・請願について報告します。

今回受理した陳情第４号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、総務文教委員会に付託されました。

なお、請願はありませんでした。

次に、議会全員協議会について報告します。

９月３日に開催した全員協議会では、執行部から９月会議に提出される議案の説明があったほか、各委員会の活動状況報告、タブレットの活用に関する意見交換などを行いま

した。

次に、８月25日に開催された県市町村議会議長会主催の正副議長研究会について、報告します。本会での研修は、新型コロナウイルス感染防止のため、オンライン方式で行われ、本議会からは正副議長の２名が審議会室にて受講しました。講師は産業評論家の進藤勇治氏で、地方自治体によるＳＤＧｓの取組み事例など貴重なお話を聞くことができました。

次に、御船町議会アドバイザーについて報告します。これまで新潟県立大学の田口一博先生にアドバイザーとしてお世話になっておりましたが、今年８月末をもって任期満了となったため、改めて人選を行い、今年９月からは熊本大学副学長で法学部教授の伊藤洋典先生にお願いすることとしました。議会アドバイザーの任期は２年としております。今後も議会アドバイザー研修等を行い、議会活性化を図っていきたいと思います。

最後に、地方自治法第235条の２第３項の規定による例月現金出納検査について報告します。令和３年７月分の出納検査は８月25日と26日の２日間行われました。検査結果は、議席に配布しております報告書のとおりです。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君）　行政報告を行います。

はじめに、総務課について報告します。

８月11日から19日までの大雨による警報等に伴い避難情報を発令し、避難場所をカルチャーセンター等に開設しました。今回の避難場所の開設に伴う避難者は９日間で延べ９世帯、12名でした。今後も、いち早く気象状況を伝達しながら、早目の避難を呼びかけてまいります。

次に、企画財政課について報告します。

令和３年度より進めています御船町地域公共交通計画策定については、御船町地域公共交通活性化協議会を４月と７月に開催し、今週実施します住民意向調査について準備を進めています。町民アンケート、高校生アンケート、公共交通利用者アンケートの３種類のアンケートを行い、町民の方々の意見を幅広く把握し、計画に反映させたいと考えています。

次に、福祉課について報告します。

熊本地震によりみなし仮設住宅に入居されていました１世帯、２名の方が、９月１日をもってみなし仮設住宅を退居されました。これにより、御船町における仮設住宅入居者数はゼロとなりました。これまで、御船町では858世帯、2,245名の方々が仮設住宅を利用されました。

次に、第63回熊本日日新聞社主催の金婚夫婦表彰について、御船町にお住まいの方への表彰が９月３日に庁舎応接室で執り行われました。今年は昭和46年に結婚された御夫婦28組が対象です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、代表の御夫婦のみへの表彰となりましたが、今後の感染状況を踏まえ、改めて全ての対象御夫婦に対しカルチャーセンターで金婚夫婦表彰式を開催する予定です。

また、御船町では、認知症になっても安心して暮らせる町を目指して、認知症の人とその家族への応援者である認知症サポーターを養成しています。令和２年度には12年間にわたり小・中学生向けのサポーター講座を継続して開催してきたことが評価され、全国キャラバン・メイト連絡協議会より優秀賞をいただいており、これまでの認知症サポーター養成者数は累計で5,574名となっています。今年度も９月３日から町内の各小学校において認知症学習会を開催しています。できるだけ多くの方々へ認知症を理解していただけるように地域住民の方へ認知症サポーター養成講座への受講を呼びかけてまいります。

次に、健康づくり保険課について報告します。

新型コロナワクチン接種の９月１日時点の町民の接種率は、１回接種者が67.4％、２回接種完了者が60％、高齢者の接種率につきましては、２回接種完了者が93.9％と高い接種率となっています。９月１日には19歳から59歳の接種を開始しており、11月末までの完了に向けて接種を進めるとともに、引き続き基本的な感染防止対策等の徹底に取り組んでまいります。

また、住民健康診査を７月に実施したところですが、生活習慣病発症予防及び重症化予防の取組みが必要な方について、８月末までに148名に保健指導を実施し、健康に対する意識の向上を図りました。健診受診ができていない方々には、11月実施の健診受診を勧奨し、全住民の健康づくりに取り組んでまいります。

また、65歳以上の方を対象とする結核検診については、９月13日から17日の５日間に町内37カ所を検診車で巡回して実施します。

次に、農業振興課について報告します。

令和２年度から３カ年計画で事業を取り組んでいる農業振興地域整備計画は、農業の振興に係る様々な事業を推進するためのマスタープランとして位置づけられている計画で、おおむね10年間の見通しで策定します。現在、御船農業振興地域整備計画の全体見直し作業を行っており、地区説明会を８月30日から実施しています。町内９地区で計画しており、全体見直しの趣旨を説明し、地権者等の意見集約を進めてまいります。

次に、商工観光課について報告します。

町独自のコロナ経済対策である御船町飲食店等応援チケットを町内全世帯へ配布しました。チケットは12月31日までの間、店内で飲食を提供する店舗のみならず、デリバリーやテイクアウトなど、町内52店舗で使用が可能で、コロナ禍で大きな影響を受けている飲食店への支援としての効果が期待できます。

また、８月16日に予定されていた夏の風物詩であります御船川精霊流しは大雨警報が発令されたことに伴い中止され、御船川精霊流し保存会によって夏期慰霊祭のみが執り行われました。精霊船は８月28日に希望される御遺族のみの参加により保存会によって御船川に流され、25艘の船と色鮮やかな万燈が御船川を彩りました。

次に、建設課について報告します。

８月11日から18日にかけて降り続いた大雨により、町道の法面や路肩の崩壊による３件の災害が発生しました。緊急の災害復旧に必要な予算について、８月16日に専決処分を行いました。崩土除去等の応急措置を実施するとともに、国の災害査定に向けて事務を進めているところです。

次に、学校教育課について報告します。

タブレット端末については、御心配をおかけしておりましたが、夏休みの間に準備が終わり、町内の全小・中学校において児童生徒１人につき１台のタブレット端末が使用できる環境が整いました。

また、夏休みに入り着工した御船中学校のトイレ改修工事については、普通教室等のトイレ改修が完了いたしました。今後、普通教室等以外のトイレ改修工事を順次進めてまいります。

８月30日に二学期が始まりました。当日は青少年健全育成町民会議の方を中心に、町内一斉あいさつ運動が実施され、各学校の正門前で子どもたちに声を掛けていただきまし

た。町内、各地域での子どもたちへの声掛けに感謝を申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第４　報告第10号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第５　報告第11号　専決処分の報告について

日程第６　認定第１号　令和２年度御船町一般会計歳入歳出決算について

日程第７　認定第２号　令和２年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

日程第８　認定第３号　令和２年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

日程第９　認定第４号　令和２年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

日程第10　認定第５号　令和２年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について

日程第11　認定第６号　令和２年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について

日程第12　認定第７号　令和２年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について

日程第13　認定第８号　令和２年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について

日程第14　議案第14号　災害に因る被害に対する町税の減免に関する条例及び災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15　議案第15号　御船町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16　議案第16号　財産の取得について

日程第17　議案第17号　令和３年度御船町一般会計補正予算（第６号）について

日程第18　議案第18号　令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第19　議案第19号　令和３年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第20　議案第20号　令和３年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第21　議案第21号　令和３年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第22　議案第22号　令和３年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第23　議案第23号　令和３年度御船町水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（池田浩二君）　日程第４、報告第10号、「財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」から日程第23、議案第23号、「令和３年度御船町水道事業会計補正予算（第１号）について」までの20件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君）　報告第10号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第22条第１項の規定により別紙のとおり報告する。

報告第11号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定第６号に基づく歳入歳出予算の補正について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第２項の規定に基づき報告する。

御専第14号、令和３年度御船町一般会計補正予算（第５号）について。

平成２年度決算について提案理由を説明申し上げます。認定第１号、令和２年度御船町一般会計歳入歳出決算について、認定第２号、令和２年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定第３号、令和２年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定第４号、令和２年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、認定第５号、令和２年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について、認定第６号、令和２年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について及び認定第７号、令和２年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算についてまで、地方自治法第233条第３項の規定に基づき議会の認定をいただくため、監査委員の意見を付して上程するものです。

また、認定第８号、令和２年度御船町水道事業会計歳入歳出決算については、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき上程するものです。

それでは、各会計の決算額について説明を申し上げます。

はじめに、一般会計について説明申し上げます。

昨年は１月16日に国内で初めての新型コロナウイルス感染症が確認され、その後急速に感染が全国に広がり、町でもコロナ対応を最優先に取り組んできた１年でした。国は感染拡大への対策として、大規模イベントの延期や中止、全国の学校に臨時休業を要請し、さらに４月７日には緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛要請など国民生活全体に大きな制約が生じることとなりました。

このような状況の中、本町としましても、新型コロナウイルス感染症に対し早急な支援策を講じることが最優先課題となりました。本町においても、一刻も早い感染拡大への対策が求められていたことから、専決処分や補正予算など、御船町議会にも御協力いただきながら速やかに対応を図りました。

令和２年度の主な取組みとしては、国民１人当たり10万円の特別定額給付金をはじめ、基準日以降に出生したお子様を対象とした特別出産祝金や、中学生以下の児童を対象に、１人当たり3,000円のこどもスマイルチケットを実施しました。さらに地域経済の活性化を取り戻すために、二度にわたって発行したプレミアム付商品券や感染症対策を行った飲食店等に対し10万円を給付する頑張る飲食店等応援支援金など、町民、事業者双方を支えるための支援を積極的に行いました。

今後もコロナ禍において、より効果的な対策を打ち出せるよう、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、一般会計における決算額は、歳入総額155億5,330万2,000円、歳出総額150億2,714万9,000円になり、前年度の決算額に対し、歳入は4.3％の増、歳出は5.3％の増になりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は、５億2,615万3,000円になり、形式収支額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支額は３億2,239万7,000円で、前年度に対し27.5％の減になります。歳入歳出とも前年度と比較し増額になっている主な要因は、新型コロナウイルス感染症に係る対策経費及びふるさと納税関連経費の増によるものです。

令和２年度のコロナウイルス感染症対応以外の主な事業は、まず、公共施設については、高齢者や障がい者並びに来庁者の利便性の向上を目的に、ユニバーサルデザインの観点から、役場庁舎にエレベーター等の増築を図りました。旧西木倉木造仮設団地の１棟を利用し、若葉保育園の乳幼児室の必要面積確保及び障がい児の保育環境の充実を図りました。さらに旧七滝中仮設団地集会所を活用し、七滝中央小学校児童保育クラブの保育施設

を新設いたしました。

また、教育環境の充実を図るため、国のＧＩＧＡスクール構想にのっとり、町内小・中学校に高速大容量の通信ネットワークを整備しました。

次に、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化に対するため、社会福祉協議会内に暮らしの相談窓口を設置しました。断らない相談窓口として、様々な相談を受け止め、寄り添い型、伴走型の継続的な支援を行いました。

次に、地方創生道整備推進交付金事業による町道と広域農道の一体的整備計画については、御船インターチェンジの東側、小坂八竜地区の町道整備が完了しました。これにより、御船インターチェンジ周辺の渋滞緩和や土地の利用性の向上につながり、企業誘致も推進されました。

また、御船原台地一帯に企業誘致や住宅開発等を促進するため、アクセス道路の整備計画として町道御船白旗線と町道白岩工業団地線をつなぐ新設道路の概略設計を行い、道路線形を決定しました。令和３年度に詳細測量設計に着手する予定です。

次に、基金の年度末残高は一般会計全体で29億8,795万9,000円になります。内訳は、財政調整基金が10億8,685万8,000円、減債基金が２億4,885万2,000円、その他特定目的基金16億1,124万9,000円、定額運用基金100万円で、昨年度と比較すると、全体で８億8,856万7,000円、前年度比42.3％の増になりました。大きな要因としては、ふるさと納税寄附金の増加によるものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計の決算額について報告します。国保特別会計の決算額は、歳入総額が25億3,399万56円、歳出総額が23億2,191万8,898円になり、前年度の決算額に対し歳入は１％の増、歳出は1.3％の増になりました。歳入から歳出を差し引いた実質収支額は1.4％減の、２億1,207万1,158円になります。国民健康保険基金の年度末残高は2,219万8,000円です。

介護保険事業特別会計の決算額について報告します。介護保険特別会計の決算額は、歳入総額が22億7,194万1,547円、歳出総額は21億6,097万5,410円になり、前年度より歳入は9.6％の増、歳出は11.1％の増になりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額は、13.1％減の１億1,096万6,137円になります。介護給付費準備基金の年度末残高は３億676万7,000円で、昨年度と比較すると7,517万1,000円、前年度比32.5％の増に

なりました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算額について報告します。後期高齢者医療事業特別会計の決算額は、歳入歳出総額が２億5,369万9,853円、歳出総額が２億3,822万9,183円になり、前年度より歳入で8.3％の増、歳出も7.5％の増になりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額は22.5％増の1,547万670円になります。

次に、緑の村運営事業特別会計の決算額について報告します。緑の村運営事業特別会計の決算額は、歳入総額は2,688万1,629円、歳出総額は2,433万9,897円となり、前年度より歳入で8.5％の減、歳出で10.7％の減になりました。歳入から歳出を差し引いた実質収支額は19％増の254万1,732円になります。

次に、公共下水道事業特別会計の決算額について報告します。公共下水道特別会計の決算額は、歳入総額が６億3,654万6,684円、歳出総額は６億1,146万1,788円となり、前年度より歳入で16％の増、歳出は15.7％の増になりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は2,508万4,896円です。翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は84.6％増の1,431万896円になりました。

次に、情報通信基盤施設運営事業特別会計の決算額について報告します。情報通信基盤特別会計の決算額は、歳入総額が１億56万5,875円、歳出総額は9,622万2,654円になり、前年度より歳入で12.9％の増、歳出は10.9％の増になりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額は85.3％増の434万3,221円になります。

最後に、水道事業会計の決算額について報告します。水道事業会計では、収益的収支の収入総額が３億3,301万1,996円、歳出総額は２億9,571万7,529円になり、差引き3,729万4,467円の純利益を計上することができました。資本的収支については、収入総額8,530万円に対し、実質総額は２億3,360万9,876円で、差引き１億4,830万9,876円の不足になりますが、過年度損益勘定留保資金等で補填しております。

以上、一括して決算認定に係る説明となります。

議案第14号、災害に因る被害に対する町税の減免に関する条例及び災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について。災害に因る被害に対する町税の減免に関する条例及び災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。農業災害補償法の法律名及び字句等の改正に伴い、災害による被害に対す

る町税の減免に関する条例及び災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第15号、御船町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。部落差別の解消の推進に関する法律等の制定に伴い、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を推進するための本条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第16号、財産の取得について。小型動力ポンプ積載車について、次のとおり財産を取得する。

提案理由。動産の買入れについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第17号、令和３年度御船町一般会計補正予算（第６号)。令和３年度御船町一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６億8,322万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億7,352万8,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。地方債の補正。第２条、地方債の追加及び変更は「第２表　地方債補正」による。

議案第18号、令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号)。令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,922万7,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第19号、令和３年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第１号)。令和３年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,393万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億828万1,000円とする。２項、歳

入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第20号、令和３年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第２号)。令和３年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第２号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,117万5,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第21号、令和３年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号)。令和３年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億9,925万3,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第22号、令和３年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第１号)。令和３年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,933万7,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

議案第23号、令和３年度御船町水道事業会計補正予算（第１号)。

総則。第１条、令和３年度御船町水道事業会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

収益的支出。第２条、令和３年度御船町水道事業会計予算、第３条に定めた収益的支出予算額を次のとおり補正する。

資本的支出。第３条、予算第４条本文括弧書きを、(資本的収入が資本的支出に対する不足額１億3,852万9,000円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填するものとする。)に定め、資本的支出の予算額を次のとおり補正する。

○議長（池田浩二君）　これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午前１０時５０分　散　会